

御僉議事にて、曆師儀は不及申、買候師職代官に至迄可爲越度候、いつまで成とも御公儀改曆露顯無之内者、土産に用候儀無用に候、此趣師職中江急度可被申渡候、尤油斷有間敷候、以上、

九月五日

三方

〔師友雜錄〕一當地勢○伊において、新曆板行之儀、今度陰陽師箕曲甚大夫、同與一大夫、保利田大夫、此二人於京都改曆相傳致來候故、開板世上へ出し申候、今日申渡候、其外四人之曆師板行之儀は、兼而三方中より御公儀へ御願ひ申上置候條、覺左衛門殿岡部勝重御左右次第に追付可申渡事、

十月天和四年二十二日

三方

○按ズルニ、神宮秘傳問答ニ據レバ、三方ハ、須原方、坂方、岩淵方ノ三方ヲ云フ、

〔師友雜錄〕貞享二、丑年達

一當地にて、曆板行之儀、陰陽師之外、誰にても望次第仕來候趣、覺左衛門殿迄は願ひ申上候處、御公儀之被爲得御意、前々之如く開板仕、諸國且方への土産を賦り候様にと被爲仰出候旨、覺左衛門殿より御書を以被仰出候、先以當地之願相叶、神領之外、聞實儀大慶此事に候、尤忝可被存事、一急度申入候、當地曆板行之儀、京都曆出來次第、早速駿河守様岡部勝重より寫本御差越可被下との御事に候間、それより以前者、爰本之曆板行不仕様に可相觸候、若違背のもの有之候は、曆賦者も可爲越度旨、駿河守様別しての入御念候、此旨脇之者迄堅可被申渡候、曆師共へは念合より急度申付候、以上、

卯月廿三日

三方

〔譚海十四〕三島こよみは、伊豆相摸の二ヶ國に商ふ事免許なり、曆師河合龍節といふ者、毎年歲暮に、江戸へ罷出、公儀と御三家へ、こよみを奉り、目錄を拜領して、歸國する事、定りたる事也、〔爲政錄例書一〕一三島曆は、先年勢州へ出入有之、夫々以來三島曆は、伊豆相摸計、可限事、

三島曆